


獨 協 大 学 長 殿

学 外 研 修 報 告 書

私は、学外研修員として出張しておりましたが、このたび研修を終えて帰任いたしました。つきましては、次のとおりご報告申し上げます。

報 告 日	2024 年 4 月 10 日	所 属	法学部総合政策学科
職 名	教授	氏 名	関根 徹 
研修種別	①. 海 外 2. 国 内	研修種類	①. 長 期 2. 短 期
研修期間	2023 年 03 月 25 日	～	2024 年 03 月 25 日
学外における主な研修機関および訪問先 Georg-August Universität Göttingen (Deutschland)			
出張目的または研究題目 違法論の機能的考察			
資 格 1. 年度獨協大学学外研修員 (派遣) ②. 本学承認の学外研修員 (自費等) 3. その他 ()			
大学から支給された費用 (要清算書類)・補助金額			300 万円
研修内容 (1. 研修経過の詳細 2. 研究成果発表の予定 3. その他 を記入)			
1 研修経過の詳細			
これまで「違法論の帰納的考察」をテーマに掲げて、刑法総論の各論的な問題から、違法論という総論的問題へと帰納的に検討してきた。今回の学外研修においても、ドイツのゲッティンゲン大学で、その各論的な問題の一つである「択一的故意」の事例及び「防衛行為と第三者」についての研究を行った。択一的故意については、研究の基礎としてい			
る論文”dolus alternativus”を参照しながら、特に、日本では入手しにくい 19 世紀から			

提出先：所属学部長→学長→人事課

裏面につづく

20世紀初頭の文献を読んで、当時の議論を確認し、基礎としている文献における記述の正確性及び日本への議論の還元可能性を検討しながら、択一的故意による行為の主観的側面と行為論及び故意論の関係を研究した。

「防衛行為と第三者」については、この問題自体は日本でもドイツでも議論されているが、これを刑法学の錯誤論と結び付けた研究は、どちらの国でも行われていないため、択一的故意についての研究と並行して行った。この問題に関しては、以前に論文を書いたことがあるが、その際には、ドイツに関する研究を十分に行うことができなかつたため、これについて、改めて、ドイツにおける学説を念頭に置きつつ、日独の規定の違いから生じる、想定しうる説の違いを比較しながら研究した。その結果、私が抱いていた疑問はすでに19世紀に、ドイツの著名な学者である Van Calker や Reinhard von Frank により指摘されていたが、それが20世紀後半以降の文献には示されておらず、いわば無視された状態にあったということが判明した。そこで、この問題を改めて検討し、この問題が、日本の通説であり、判例が採用する法定的符合説の論者の矛盾点を示すものであるということを確認することができた。

2 研究成果発表の予定

「防衛行為と第三者」については、日程の調整がつかず、ゲッティンゲン大学においては、まだ研究報告を行うことができていないが、3月4日にハレ大学において、報告を行った。私が指摘したことは、日本では少数説であるが、ドイツの通説に依拠して展開したものであることから、ドイツの先生方にはおおむね理解を得られた模様である。なお、ゲッティンゲン大学では、5月に、Doktorandenseminar において、Zoom による遠隔形式で行う予定である。他方で、択一的故意の問題については、ドイツでの議論を調べていたため、ドイツでは報告していない。これらの問題については、今後議論をまとめ、獨協法学において発表する予定である。

3 その他

ゲッティンゲン大学の近くに Amtsgericht (区裁判所) があつたため、傍聴を行った。当事者主義制度を採用する日本の裁判制度とは異なり、ドイツの裁判制度は職権主義制度を採用しているため、両国の裁判制度の違いを確認することができた。違いについてみると、現在の日本では検察庁は裁判所から独立した機関であるため、裁判官は公判において

はじめて証拠を見るのに対し、ドイツでは検察官も裁判所の一機関であるため、一件記録の形ですでに裁判官は公判に臨む前に証拠を見ているため、公判では、裁判官の疑問点を確認する手続きで終わり、すぐに判決が出されたという点、裁判の主体が日本では検察官と被告人・弁護人であるのに対し、ドイツでは裁判官であるため、検察官は司法修習生も担当しているという点、日本では裁判官が高い位置に座るのに対し、ドイツでは検察官被告人・弁護人と同じ高さのところに座っている点などを確認することができた。裁判では、被告人の状況が正当防衛になるかが争われていたが、その状況が判断できるほどに具体的に判明しなかったため、無罪判決が下された。日本の裁判よりも、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に裁判官が忠実に従っている印象を持った。

以上のように、理論的な研究においても、実務に関する知見についても、多くの成果を得ることができたことを、ここに報告します。